

幸町地区総合整備検討有識者会議 設置要綱

(目的)

第1条 本要綱は、青山クラブ、桜松館、呉市入船山記念館及び呉市立美術館が立地する幸町地区の総合整備について、外部有識者の専門的な見地に基づいて検討を行うに当たり、幸町地区総合整備検討有識者会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 会議は、幸町地区の総合整備に関して、主に次の事項について協議する。

- (1) 幸町地区全体のコンセプトに関すること。
- (2) 幸町地区の各施設の在り方に関すること。
- (3) その他、幸町地区の総合整備に関して必要な事項に関すること。

(委員等)

第3条 会議の委員は、別表（第3条関係）に掲げる者とする。

- 2 会議に座長及び副座長を置く。
- 3 座長は、委員が互選により定める。
- 4 座長は、会議を総理し、会議を代表する。
- 5 副座長は、座長が指名により定める。
- 6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 座長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 3 会議は、原則公開とする。ただし、座長が非公開とすべきと認める場合は、非公開により開催する。

(委員の責務等)

第5条 会議の委員名簿、議事概要等（呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）第9条各号に定める非公開情報を除く。）は、呉市ホームページ等により公表する。

- 2 委員は、会議で知り得た非公開情報については、情報を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、呉市企画部企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年5月31日から実施する。
- 2 この要綱の実施後、最初に行われる会議については、第4条の規定に関わらず、呉市長（企画部企画課）が招集する。
- 3 この要綱は、幸町地区総合整備が完了した時点をもって、その効力を失う。

付 則（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年3月27日から実施する。

別表（第3条関係）

氏 名	所 属
岡 雄大	株式会社 Staple 代表取締役
小野 香澄	特定非営利法人 S Y L
河崎 圭一郎	入船山夏祭り実行委員会
櫻井 猛	海上自衛隊呉地方総監部 管理部長
下倉 玲子	呉工業高等専門学校建築学科 准教授
田中 貴宏	広島大学大学院先進理工系科学研究科 教授
戸高 一成	呉市海事歴史科学館・呉市入船山記念館 館長
福永 治	京都国立近代美術館 館長
松野 一成	呉工業高等専門学校建築学科 教授
水田 丞	広島大学大学院先進理工系科学研究科 准教授
横山 勝彦	呉市立美術館 館長

五十音順、敬称略